

Title	中国史における明代珠江デルタ史の位置 : "漢族"の登場とその歴史的刻印
Author(s)	片山, 剛
Citation	大阪大学大学院文学研究科紀要. 2006, 46, p. 37-64
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/6301">https://doi.org/10.18910/6301</a>
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 中国史における明代珠江デルタ史の位置

## ——「漢族」の登場とその歴史的刻印

片 山 剛

### はじめに

本稿の目的の第一は、宋代までの華中・華南史に関する先行研究と、主に明代以降の珠江デルタ史に関する筆者の既発表論文とを基礎に、これらに若干の補足を加えて、珠江デルタの歴史を、当該地域が「非漢族」の世界から「漢族」の世界へと転換していくプロセスを核に再構成することにある。そして第二に、この再構成の作業を通じて、華中・華南史を研究していく際に必要な視点を仮説的に提示することにある。そのため本稿は、実証的であるよりも、むしろ論点の概括的整理とそこから導き出される視角とに重点がおかれる。この点をあらかじめお断りしておきたい。

さて中国史は、ある意味で、中原に誕生した「漢族」Ⅱ「プロト漢族」の拡大の歴史である。しかし「中国の歴史は、時代が下れば「漢族」が拡大する歴史」と結論することには、慎重になる必要がある。なぜなら後述するように、「非漢族」から「漢族」へのベクトルがある時期に大きく働いて「漢族化」が加速されることもあれば、別の時期には小さくしか働かず「漢族化」がほとんど進まないこともあるからである。

素朴な事実として、現在のベトナム北部地域は、秦の始皇帝による征服、秦末における南越国の独立と続いたあと、紀元前二世紀の前漢武帝による南越国の征服から唐代までの約一〇〇〇年間、歴代中国王朝（三国時代は呉、南北朝時代は南朝）の統治下にあった。だが十世紀の五代十国期に中国から独立する。すなわち、ある地域が長期間にわたって中国王朝の統治下にあったことは、当該地域の住民の

大部分が「漢族」になったことや、中国王朝への帰順を主体的に選択した人々で当該地域が満たされたことを直ちに意味するわけではない。つまりたんに中国王朝によって占領されていたことを意味するにすぎないこともある。<sup>4)</sup>

ベトナム北部に隣接する広東地方も、武帝の南越国征服以来約一〇〇〇年間、歴代中国王朝の統治下にあった。そして五代十国期には、十国のひとつとして、広州を中心に南漢国が建国され、独立の動きが見られる。河原正博氏によれば、南漢王の劉氏は「その祖先は中原出自」と自称するが実は「非漢族」であり、統治下にある人々の大部分も「非漢族」(「蛮夷」「南蛮」「百越」)であったという(河原正博一九八四頁三三三〜三三四)。つまり南漢国は、その構成員からみれば「非漢族」の国といつてよい。しかし南漢国は、ベトナムと異なり、北宋によって統一される。そのため、この時代は「五代十国」と呼ばれることになる。しかし、もしベトナムが独立していなければ、「五代十一国」と呼ばれることになったであろうし「桃木至朗一九九四頁二二八、参照」、逆にもし南漢国がベトナムと同じく独立を続けていれば「五代九国」と呼ばれることになったであろう。

さて前記の河原氏の説に依拠すれば、五代十国期の南漢国の中心である広州周辺の主要居住民は「非漢族」ということになる。それは広州周辺において、その居住民の大部分が「漢族」となるのはいつであろうか。このような問いを発した時にまず課題となるのは、「漢族」という概念をいかに定義するかであろう。注1にも述べたように、漢族概念を普遍的に定義するのは困難である。本稿では広東特に広州周辺の珠江デルタを対象に、①「漢族」と「非漢族」とが接触する地域のひとつとして、その政治社会的構図の変容を大まかに跡づけるという課題、また、②「非漢族」の世界から「漢族」の世界への転換、特に非可逆的と呼び得る転換が、当該地域に捺した歴史的刻印を浮き彫りにするという課題(後述の第三の目的)に沿って、「漢族」を以下の三点から定義しておく。

第一は、中国王朝との関係において齊民であること。ここで齊民とは、中国王朝によって戸籍に記載され、かつ徭役・税糧等を正規に負担する者を指す。そして齊民と対比的な存在として、①中国王朝との関係をまったくもたない化外の民(いわゆる生蕃)と、②「中間的存在」を想定している。「中間的存在」については後段で詳述するが、中国王朝との関係をもってはいるが、齊民ではない人々を指す本稿での用語である。なお、齊民の範疇は「漢族」のみから成る(齊民≡漢族)というわけではなく、「非漢族」のなかにも齊民は存在する。<sup>5)</sup>ただし、「漢族である者はすべて齊民である、ないしは齊民であると理念されている」ということは可能であろう。中国古代に「漢族」が誕生した時の「漢族」としての政治的要点は、城郭都市に居住して戸籍に登録され、職業に応じた負担を都市の城主に提供す

ることにある。したがって、戸籍登録から外れて職業に応じた負担をしなくなることは、「漢族」としての政治面での要件を欠くことになるからである。つまり集合で示すなら、「漢族」の集合は育民の集合のなかにスッポリと入っている（育民<sub>U</sub>漢族）。

第二に、アイデンティティの面において、「非漢族」アイデンティティも、また「非漢族」と「漢族」との間の中間的アイデンティティもたず、もっぱら「漢族」アイデンティティ（後述する中原出自の伝説など）のみをもつこと。

第三に、「漢語（方言を含む）」を話すことができ、「漢字を読み書きしようとする」こと。

さしあたり、以上の三条件をいずれも満たす者を「漢族」と考えることにする。ただし本稿では文化的側面よりも、政治社会的側面に重きを置くので、主に第一点と第二点の考察となる。また煩瑣になるので、ここで定義した「漢族」を以下では「漢族」と表記し、これと対照的な存在を「非漢族」と表記する。

今日の広東省は、主要な居住民が「漢族」（ここでは十九世紀極末以降の漢族概念として使用している）のなかのどの民系であるかにもとづいて、①広府人（いわゆる広東人）地区、②潮州人地区、③客家人地区、に大別される。このうち広府人地区は、まず珠江デルタに形成され、ここを核としてその外側に広がっていったといわれている。珠江デルタにおいて広府人が顕著な形で登場し、主要居住民となるのは明代であり、広府人がその周辺に広がっていくのも明代以降である。「牧野巽一九八五・頁二〇九～二一〇」。そして右のような民系分布がほぼ確定するのが明代から清代である。「牧野巽一九八五・頁八二～八三」。それでは、元代以前にいかなる漢族あるいは非漢族が存在し、それらがどのように分布していたのか。これは今後の大きな課題であるが、後段で紹介する白鳥芳郎氏や唐代についての牧野巽氏の仮説が有用であろう。いずれにしろ、珠江デルタにおける住民の政治社会的構成について、元代以前と明代以降とで二分することが可能と思われる。

ところで、明代以降の珠江デルタを、たとえば江南デルタと対比した場合の特徴のひとつとして、明初の洪武十四年（一三八一）に全国的に施行された里甲制が、江南デルタでは十八世紀初に解体するのに対して、珠江デルタでは二十世紀まで存続した事実をあげることができる。<sup>⑤</sup>この事実が珠江デルタのいかなる地域的歴史的個性を反映したものなのか、また、それが当該地域社会における非漢族世界から漢族世界への転換といかに関連しているのか、この点の解明を、本稿冒頭に掲げた二つの目的に続く第三の目的としたい。

## 一 漢族社会研究と西南中国社会研究

### 1 明清漢族地域社会研究から

非漢族の世界から漢族の世界への転換という場合、それぞれの世界の特徴を提示しておくことは、転換の指標を考えるうえで不可欠である。宋代以降、特に明清時代における漢族社会については、ほぼ以下のように整理できよう。

- ① 齊民が住民の大部分を占めている。そして、齊民である状態が恒常化している。つまり、齊民であることから離脱する者が少ない。
- ② 王朝の正規軍（明の衛所制、清の綠營制・八旗制など）が軍事力の中核であり、かつその軍事力による治安維持が有効である。民兵など、民間の軍事力への依存は少ない。
- ③ 流官の世界であり、鞏廩州・県・峒や土司・土官は存在しない。科挙合格者等の士大夫が政治的社会的ステイタスをもち、地域社会において、正負のいずれであれ求心力をもつ。

### 2 西南中国社会研究から

西南中国の漢族と非漢族とが雑居する地域に関する研究については、二つの面から整理しておきたい。

#### ◆ 生活空間と生業

白鳥芳郎氏は、華中・華南の諸民族を大別する類型として、自然地理的景觀と生業の相違による五類型を最終的に提示した〔白鳥芳郎一九八五、頁六六五～六六七〕。

- ① 浙江・福建から貴州・四川・チベットにいたる高山山岳地帯。移動しながら陸稻や雜穀類の焼畑耕作を行う。民族としては獠族、苗族、畚族など。
- ② 河川下流域、河口デルタ地帯から沿岸線に沿った平地。定住して水稻耕作を行い、米を主食とする。民族としてはタイ系諸族と漢族。
- ③ ①と②の中間の山麓丘陵性高地地帯。ここでは①の山地民と②の平地民とが種族的にも言語的にも接触融合している。
- ④ 長江上流、雲南・四川とそれ以北の陝西・甘肅にまで連なり、北アジア遊牧諸民族との交流がある南北アジア民族・文化流通地帯。

⑤ 浙江・福建・広東・広西などの水上生活・漁撈民（いわゆる蛋民）文化地帯。漁業、漕運業、海産物で生業を営む。

本稿は珠江デルタを主対象とするので、関係するのは主に②である。ここで②において、漢族とタイ系諸族とは、平地という生活空間および定住の水稲耕作という生業を共通にしている点が指摘されていることに注意したい。つまり、一般に漢族は平地指向性をもつといわれるが、華中・華南において、漢族にとつて最も共通性を有する非漢族はタイ系諸族ということになる。

そして本稿は、②の平地をさらに、デルタ等の低地と、それ以外の平地とに分けることを提唱したい。低地開発技術は、本格的には十世紀の江南デルタに始まる〔濱島敦俊一九九〇・頁七五〜八〇〕。そこで十世紀以降の平地住民について、②a・九世紀までの技術に依拠して、低地以外の平地を依然として耕作する者、②b・新技術の摂取によつてデルタ等の低地を新たに開発する者、この二つに分化する可能性を考慮しておきたいからである。

#### ◆ 中国王朝との関係

① 化外の民が存在しており、斉民が住民の大部分を占めるわけではない。また斉民である状態から離脱する者も存在する。したがって斉民である状態を固定的に考えるのではなく、そのベクトルを考慮する必要がある。

② 斉民と化外の民との間に、中国王朝から「公認された特別待遇」を受ける「中間的存在」がいる。たとえば間接統治の制度として、元代までは羈縻政策による羈縻州・県・峒の設置と、そこにおける長官位である知州・知県・知峒（峒主ともいう）等の非漢族酋領への授与や朝貢の許可があり、それに続く明清時代には羈縻政策に類似する土司・土官制度の設置がある。また一般州県においては、斉民に比べて徭役・税糧の負担が軽い——ただし王朝から付与される権利は斉民に比べて制限がある——非漢族（熟蕃）が存在する。この「中間的存在」についても、斉民化に向かうベクトルのみならず、これと逆方向の反乱による「中間的存在」からの離脱のベクトル、さらに化外の民へ回帰するベクトルなどを考慮する必要がある。そして「中間的存在」が制度上において消滅したのであっても、それへの回帰を志向するベクトルが存在し続ける可能性も考慮しておきたい。<sup>10)</sup>

③ 反乱が起きた場合、王朝の正規軍は軍事力としてあまり期待できず、「以夷制夷」の方策にもとづいて、現地の地形を熟知する地元民兵、あるいは瘴癘に耐え馴れた他地域の非漢族兵士（北宋期、儂智高の乱の平定に活躍した「西辺蕃落の騎兵」や、明代における広西の狼兵等）の利用が見られる。そして反乱鎮圧が順調でない場合には招撫に切り替えられる。

④ 羈縻政策や土司・土官制度の場合、王朝は「中間的存在」の酋領に官位を付与する。つまり酋領は科挙によらずに官位を授けられる。したがって、科挙合格者等の士大夫が存在しているも、地域社会における求心力を必ずしももつわけではない。

⑤ 非漢族有力者のなかには中原出自であると自称する者がいる。広東では、南朝時代の馮氏や南漢国の劉氏などが、その祖先は中原出自と自称している。「河原正博一九八四・頁八四〜八五、二三九〜二四二」。ただし、かかる中原出自の自称は有力者レベルにとどまっておらず、非漢族庶民には浸透していない。

以上は、「中間的存在」の齊民化へのベクトルが小さい時期についての整理である。このベクトルが大きくなった時期については、当然、別の整理が必要となる。なお本稿では、右の五点のうち、①②⑤の三点に重きをおくことにする。

## 二 宋代まで（図1参照）

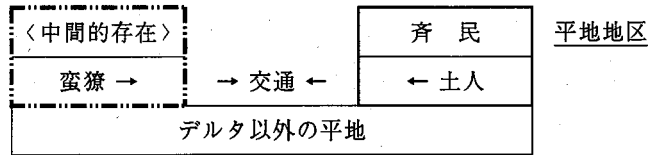
### 1 唐代九世紀

牧野巽氏は、唐代の広東における非漢族の大まかな配置として、山地に焼畑を行う非タイ語系の獠族、海上・水上に蛋民、平地に水稻耕作を行うタイ語系の人々を考える。そしてこれらとは別に、広州近辺には「土人」（あるいは「華人」と呼ばれる人々が存在することを指摘する。筆者は、牧野氏が紹介した嶺南節度使の盧鈞に関する史料とその考察とを手がかりに、土人とタイ語系の「蛮獠」との関係を考察した「片山剛二〇〇四・頁二〜三」が、ここで要点を述べながら、若干の補足を挙げておきたい（詳しくは付録1参照）。

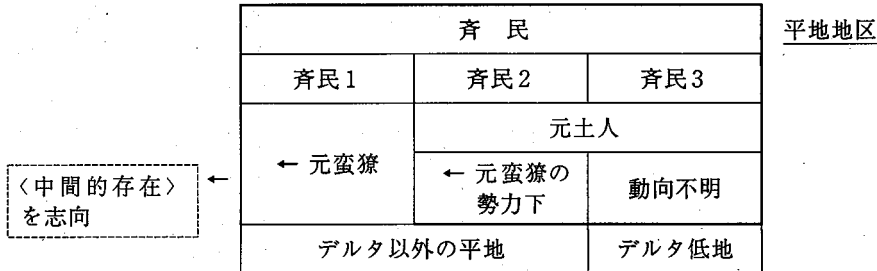
開成年（八三六年）頃の広州付近では、土人と蛮獠とが雑居・通婚しており、両者間の交通は密であった。このうち、土人（北方からの漢族移住者の子孫と、蛮獠のうち漢化した者とから成る、と牧野氏は推測する）は齊民の範疇に入り、蛮獠は「中間的存在」の範疇に入ると考えられる。また、土人は付録1の史料3では「居人」と呼ばれ、「夷獠」の風俗に同化し、火耕水耨を行う貧窮な農民として言及されている。

盧鈞着任前、地方官が両者の関係を弱めようと介入すると、両者は連合して反乱を起こしていた。したがって、少なくとも盧鈞着任以前には、土人が齊民状態から離脱し、「中間的存在」に接近するベクトルを有していたことが判明する。

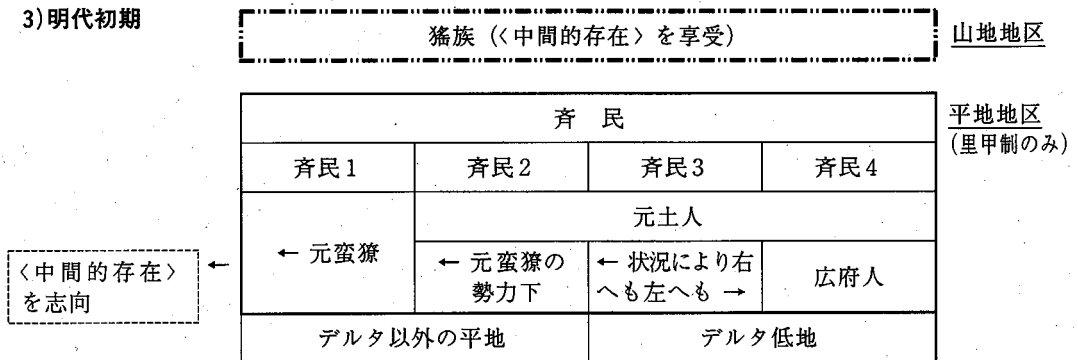
1) 唐代



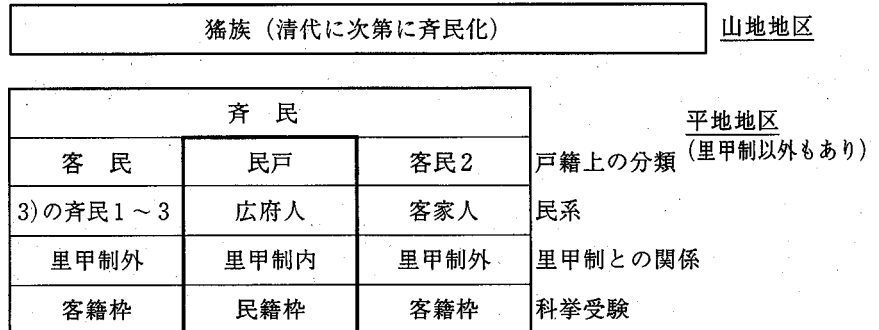
2) 北宋～元末



3) 明代初期



4) 明末から清末



明代中期、特に後期以降、明初から広府人であったことを標榜する族譜が増加。

図1 非漢族世界から漢族世界への構図

(注) 矢印はベクトルの方向を示す



ところで、盧鈞は着任後に法令を制定し、蛮獠と土人が居住する場所を別にし、通婚できないようにした。また蛮獠に対しては、自己名義で農地・家屋を購入するのを禁止した。そして両者ともこれらの法令に従い、教化に服すようになった。すなわち土人は齊民の地位に、蛮獠は「中間的存在」に安住するようになった、と史料では叙述されている。だが果たしてその後もかかるベクトルは継続したであろうか。

## 2 五代十国期

これに続く十世紀の五代十国期に、広州を中心に建国された南漢国は、その主たる構成員は非漢族であった。牧野氏は結論を留保しつつも、「南漢国の主要構成要素は、南越以来のタイ族であった」〔牧野巽一九八五・頁二四八〕と推測するが、このうち広州付近の主要な非漢族は唐代の蛮獠であったと思われる。蛮獠が唐代には藩屏としての役割を担っていたと推測される点（注35参照）や、南漢国を樹立するうえで非漢族が軍勢力の中核を担った点から考えて、広州周辺における軍勢力の担い手も、唐代の蛮獠であったと推測される。牧野氏は、南漢国が「流寓の漢人を優遇し、その協力を得たことは、史書にも特記してある」と述べるが、広州周辺における「漢人」とは、唐代の土人を指そう。したがって五代においても、広州周辺は唐代以来の蛮獠が中心の社会であったと思われる。なお南漢国の君主である劉氏は、その祖先については中原出自と自称していたが、自国の被統治者については「蛮夷」「南蛮」と呼んでおり〔河原正博一九八四・頁二三三～二三四〕、民衆レベルにおいて「中原出自」を自称する動きはほとんどなかったようである。

## 3 宋代

宋代の珠江デルタに関する研究は、管見では少ない。片山剛二〇〇四で、顧炎武「天下郡国利病書」（原載は嘉靖「広東通志」卷六十七峒獠）に掲載されている、北宋淳化年間（九九〇～九九四年）の知端州（端州は明清期の肇慶府）である馮拯の政策を紹介した。

馮拯、端州を知るに、奏して允よされて尽く諸路の隠丁を括り、更かためて版籍を制つれり。是に於いて嶺西、獠、多くは良民と為れり。而れども広州以西、皆な時に乱を生ぜり。有司、意を加えて招徠すれば、暫くは化に向かうと雖も、但し終には亦た荒忽無常となれり。

馮拯の上奏内容に関して、その背景等の詳細は不明である。しかし、大部分の「獠」<sup>15</sup> 峒獠が、制度上では北宋の淳化年間に「良民」<sup>16</sup> 齊民とされたこと、だが制度上で齊民となった峒獠が、齊民の状態に甘んじることなく、時に反乱を起こしていたこと、地方官が招撫すると一時的には「化に向か」<sup>17</sup> って齊民に戻るが、長くは続かなかつたことが読みとれる。つまり、まだ齊民になつていなかった峒獠に対して、北宋期に齊民化政策が採られたものの、峒獠は齊民状態から離脱するベクトルを有しており、政策が成功したわけではなかつたのである。

以上、宋代までの広東の蛮獠<sup>18</sup> 峒獠地区について整理しておこう。唐代には、齊民として土人が存在したが、齊民から離脱するベクトルを有しており、五代には南漢国に協力した。また唐代には、へ中間的存在<sup>19</sup> として蛮獠が存在したが、五代には独立勢力として南漢国を建国した。北宋期に広東の蛮獠<sup>20</sup> 峒獠地区では、一部地域を除き、<sup>21</sup> 峒獠の全面的齊民化政策が採られ、制度上はへ中間的存在<sup>22</sup> が消滅したが、現実には、齊民状態から離脱するベクトルが依然として存在していた。

なお、広東の非漢族地区のうち、峒獠地区で最初に全面的な齊民化政策が採られたのは、平地で水稻耕作を行うタイ語系の峒獠と北方から移住してきた漢族とは、生活空間と生業が同じで、<sup>23</sup> 付録1でみるようにすでに融合が進んでおり、<sup>24</sup> 非漢族のなかでは峒獠が最も齊民法化しやすいと判断されたからと推測される。

ところで、齊民法された峒獠が反乱を起こす根本的要因については、これまでの史料は言及していない。先行研究は、非漢族の反乱要因について、王朝中央あるいは現地の地方官僚によつて非漢族が過酷な負担をかけられたことをあげることが多いが、明代の珠江デルタ地域の状況を検討しながら、反乱の根本的要因を考察することにしたい。

### 三 明代

#### 1 番禺県における元峒獠の反乱

明初の洪武十四年（一三八一）、里甲制（広東では團甲制とも呼ばれる）が全国的に施行され、齊民は里甲制に組み込まれることになる。

珠江デルタでも、唐代の土人の末裔のみならず元峒獠<sup>25</sup> を含めた齊民は、里甲制に組み込まれることになつたと思われる。ここでは明代

において元峒獠、あるいは元峒獠と推測される人々がかかわった諸事件を検討することにした。まず、明中期の正徳年間（一五〇六—二二）、珠江デルタ番禺県の平地における元峒獠による反乱事例を紹介し、反乱の要因を珠江デルタ周辺の動向と関連させて考えることにしたい。なお紹介事例は、珠江デルタを構成する複数デルタのひとつである番禺デルタに近接してはいるが、デルタ低地ではなく、低丘台地における事例である点に注意しておきたい。<sup>19)</sup>

さて、元峒獠地区の北は獠族地区である。そこでは明初に明朝が獠族に対して官職の付与、徭役の免除、獠首を媒介とする間接統治など、へ中間的存在としての特例待遇を与えている〔井上徹一九九九・頁七八〕。すなわち、里甲制に組み込んで齊民とはしなかった。一方、元峒獠地区のなかでも欽州は、十世紀に独立したベトナムと国境を接するため、宋代から元末まで例外的に羈縻政策が継続されていた。そして峒主を長官とする羈縻峒が設置され、へ中間的存在としての特例待遇を受けていた。しかし明初に峒主の官位が廃されると、元峒獠は不満を抱き明朝から離れ、ベトナムに帰順して経略使等の世襲官位をもらい、ベトナムにおいてへ中間的存在としての特例待遇を受けることになった。すなわち明中葉の珠江デルタの周辺には、依然として、あるいはその直前までへ中間的存在が存在していたわけである。<sup>20)</sup>

周囲におけるかかる状況のなか、広州省城の負郭の県である番禺県の農村（平地ではあるが、デルタ低地ではない地点であることに留意されたい）において、元峒獠の首領が「峒主」や「峒首の総領」を僭称し、元峒獠の民衆のみならず、「村氓」と呼ばれる元土人の民衆をも巻き込んで、反乱を起こしていた。ここで元峒獠が「峒主」等を僭称する理由を、前述した珠江デルタ周辺の状況を視野に入れて考えるなら、番禺県においても、元峒獠がかつては峒主のようなへ中間的存在としての特例待遇を受けていたことがあり、明代中期においてもなお峒主のような官位授与を通じた特例待遇を求めていたからである、と推測することができよう。したがって、この場合の反乱理由として、かつてへ中間的存在であった者が、強制的に齊民化されたことを不服とし、再度へ中間的存在への回帰を求めて起こしたと理解できるように思われる。すなわち、明代中期の、しかも広州省城の負郭の県における農村部で、齊民化を拒絶するベクトルがまだ存在していたのである。また元土人のうち、読書人層の動向は必ずしも明瞭ではないが、民衆層である「村氓」は元峒獠と雑居しており、反乱にも参加している。したがって元土人の民衆層については、齊民状態から離脱してへ中間的存在へ向かうベクトルが依然として存在していることに注意したい。

## 2 新会県における反乱

時間を逆戻りすることになるが、元峒嶽地区のうち、珠江デルタの西南部に位置する新会県では、正統七年（一四四二）から約一〇〇年間、県西部を中心に「賊」による反乱が続く<sup>2)</sup>。これに関する史料は、反乱の具体的原因やスローガンなど、反乱理由を考察するための手がかりをまったく与えていない。そのため何のための反乱であったのかを推測することは困難である。反乱理由を検討するための手がかりとなるのは、後述する正統十四年に始まる黄蕭養の乱に呼応した点、および県西部を中心とする反乱に対して、県東部の齊民が反乱を鎮圧する明朝側に就く動きがあった点である。ただし、黄蕭養の乱そのものの反乱理由が不明な研究状況であるので、前者については検討できない。ここでは後者に注目して検討することにしよう。

注意したいのは、反乱が起きた新会県西部は、平地のなかでも丘陵・台地に属し、一方、反乱を鎮圧する側に就いた県東部は、平地のなかでも新会デルタの低地に属することである。新会デルタは、珠江デルタを構成する複数デルタのひとつであるが、その陸地化や開発は比較的遅い。陸地化は宋代に始まり、本格的開発は明代に始まる「片山剛一九九三：頁一四二」。つまり、県西部は九世紀までの旧技術によつて開発が可能な地区であり、唐代の峒嶽やこれと雑居する唐代の土人が住んでいた世界（旧来の技術による世界であるので、「旧世界」と呼ぶことができよう）である。これに対して、県東部は一〇世紀以降の低地開発技術が必要な地区であるから、唐代の峒嶽や土人には開発できなかつた地区である。すなわち、新技術が必要で、本格的開発が明代と遅い点、それゆえ元峒嶽の影響力が県西部のように及んでいなかつたと思われる点に鑑みて、「新世界」と呼ぶことができよう。以上から、反乱する県西部とこれを鎮圧する県東部とに分かれた理由を、技術の新旧および開発の早晚を指標にして、旧世界（元峒嶽の影響力が大きい世界）と新世界（元峒嶽の影響力が小さい世界）との対比から説明することが可能と思われる。

ただし、県東部の齊民は、当初は鎮圧側に就いていたが、飢饉が起きると逆に反乱側に就いた。これは新会デルタの本格的開発が明代と遅いことに関係しよう。すなわち、新会デルタの開発はまだ途上にあり、そのため飢饉の可能性が高く、飢饉に対する明朝の対策が不十分であると、齊民状態から離脱するベクトルが働くからであると思われる。これは、デルタ開発が遅く、新世界としての成熟度が低い新会デルタの場合には、飢饉発生等の自然条件および明朝による飢饉対策等の人為条件の如何で、齊民であり続けるベクトルと齊民から離脱するベクトルとの両方がありえたことを示唆する。

## 3 広府人の誕生—漢族の登場

前述した番禺県農村の場合、元土人の民衆は元峒獠の領導下にあった。他方、元峒獠の領導からきっぱりと離脱する元土人も存在する。それが珠璣巷伝説を受容した、あるいは受容していく広府人（いわゆる広東人）である。広府人の特徴は、この伝説に示される内容、すなわち、①その祖先は南宋末に中原から移住してきたとする点、②里甲制に参入し、里甲に課される徭役・税糧を正規に負担することを地方官に誓約する点、この二点に象徴されている（片山剛二〇〇四・頁五〜六）。本伝説の明初頃の出現、明末清初に至る間における民衆への浸透、さらに本伝説の族譜への掲載（牧野巽一九八五・頁二六二）は、珠江デルタ史において画期的である。なぜなら、祖先を中原出身とする設定の採用は、採用者自身を中原で誕生した漢族の末裔に位置づけること、換言すれば、漢族アイデンティティを主体的に採用し、非漢族アイデンティティを主体的に放棄したことを意味するからである。また、里甲制への帰属および徭役・税糧の正規負担を地方官に誓約する点は、（中間的存在）として享受する特別待遇を主体的に放棄し、齊民として明朝に帰属することを主体的に選択したことを意味するからである。②として族譜に珠璣巷伝説を掲載することは、いま述べた二点の内容を文字化して公示すること、すなわち永続的に保持していくことの宣言を意味するからである。これらは、これまで紹介してきた元峒獠やその領導下にある元土人が齊民状態から離脱するベクトルを有していたこととは大きく異なる。そして、かかる広府人は本稿が定義する漢族に合致するといえよう。<sup>23</sup>

広府人が具体的に登場するのは、デルタ低地では、正統十四年（一四四九）の黄蕭養の乱の時ではないかと思われる。黄蕭養の乱についてはいくつかの先行研究があるが、示唆的な研究として山根幸夫氏の研究がある。山根氏の研究で興味深いのは、黄蕭養は「峒獠」（筆者の用語に従えば元峒獠）ではなかったかと推測していることである（山根幸夫一九八七・頁八七四）。この推測は実証されていないが（史料面から、その実証は困難である）、平地で起きた反乱であることを考慮すれば、元峒獠ないしは元峒獠の領導下にある元土人の反乱である可能性は高い。黄蕭養の乱に対するデルタ低地住民の対応は大きく二つに分けられる。一つは反乱への参加である。もう一つは南海県の仏山堡や龍江堡（龍江堡はのちに順徳県属となる）に典型的に見られる郷兵を組織しての自衛である。<sup>24</sup> 乱の鎮定後、両堡は明朝から「忠義郷」を賜与されており、明朝側に立つての自衛であることが明白である。

仏山堡と龍江堡は、珠江デルタを構成する複数デルタのうち、西北江老デルタに位置する。西北江老デルタは、陸地化が春秋時代に、本格的開発も宋代に始まっており（片山剛一九九三・頁一四二）、デルタ開発の歴史が最も古く、かつ成熟度が最も高い地区である。そし

て新技術による農業面の開発のみならず、便利な水上交通を利用した流通業や手工業等も発展している。すなわち、旧世界にはない新しい要素を多くもつ（特に経済面では、開発の進展につれて旧世界を凌駕していく）と同時に、新世界のなかでは新会デルタ等に比べて相対的に安定している地区である。仏山堡や龍江堡が黄蕭養の乱に加わらなかった理由の本格的解明は今後の課題であるが、基礎的要因としてこの点があったと考えられる。広府人という漢族が珠江デルタに誕生し、そこから周辺に拡大していったことについては、珠江デルタの平地のうち、デルタ低地における新技術採用による開発の進展という新しい要素が、漢族の誕生（旧世界からの離脱）に初発の契機を与えたのではないかと考えられる。

#### 4 明末以降の広府人社会の構造と「客民」

正統年間に始まる反乱が鎮圧される過程で、反乱参加者のなかには、明朝の招撫策に帰順する者（元峒獠および元土人）も存在する。これらの者は、『天下郡国利病書』では「新民」と呼ばれている。「新民」とは、正統年間以前から齊民であり続けた者に比べて、明朝への帰順が遅い「新しい齊民」の意味であろう。ただし明末における「新民」の対王朝関係、あるいは「新民」と広府人との社会関係に言及する史料は、管見ではきわめて少ない。これに関する言説が現れるのは、「瓜分」の危機に直面し、優勝劣敗の歴史観をもとづいて編纂される清末の郷土志である（注17参照）。

光緒三十四年（一九〇八）刊『新会郷土志』によれば、鎮圧側に立った齊民（＝広府人）は、明末に自分たちを「土著」と呼び、反乱した元峒獠を「客民」（あるいは「客家」と呼び始めたという）[片山剛二〇〇四頁二一五、二三～二四]。民国抄本『香山県郷土志』巻五・人類も、中原から移住して「陸居」した者（広府人を指す）を「土著」と、「山居」する獠・獠（清末では特に獠を指す）を「客家」「客民」と呼ぶことを紹介し、「客民」と呼ぶに至った経緯を、「彼れ本は地主なり。後に秦の始皇、中国の萬家を嶺南に徙し、中国人の生息すること漸く繁くなれば、彼れ遂に衰弱せり。ゆえに〔中国人＝広府人は〕主を反して客と為し、名づけて客籍と曰う」と述べる。つまり、元峒獠と広府人との勢力関係の逆転から、勢力が大きくなった広府人を土著と、勢力の小さくなった元峒獠を客民と呼ぶようになったと説明する。元峒獠の呼称について、明末では「新民」、清末では「客民」と考えてよいであろう。

それでは、土著と客民とを区分する政治社会的指標は何であろうか。『新会郷土志』によれば、広府人＝「土著」とは、明初（すなわ

ち反乱が始まる正統年間以前)から里甲制に所属し、齊民として税糧・徭役を正規に負担し続けている者を指す。一方、帰順した元峒獠(および元土人)は里甲制に所属していない者を指す。つまり、里甲制に所属しているか否か(里甲戸籍を有するか否か)が区分の指標となっている。

つぎに清代において、「土著」の広府人と「客民」の元峒獠との間には、政治社会的にどのような相違があったのかを検討しよう。「香山県郷土志」は、童試受験における合格枠(「学額」)の相違に言及する。すなわち、香山県における童試実施ごとの生員合格数は二〇名であったが、うち二名が客籍を対象とする合格枠であり、残り十八名が広府人を対象とするものであったという。<sup>28)</sup> 広府人と客籍の人口比は不明であるが、「香山県郷土志」によれば、客籍はその合格者数が少ないことに不満をもっていたことに言及するから、人口数に対する合格者率において、客籍のそれが広府人のそれより低いと推測される。土著の広府人も、客籍の元峒獠も、王朝にとってはどちらも齊民であるが、少なくとも童試合格者数の相違が存在したことがわかる。

以上は、明末ないし明末以降の政治社会的構図を、清末の史料から類推しようとしたものであり、実証性に欠くものといわざるを得ない。そこで、右のように理解してよいかどうかを、清代中期における類似の事象から確認することにしよう。

#### 四 清代

ここで参照するのは、清初の十七世紀から清中期の十八世紀に、広東省東北部の嘉応州(現在の梅州市)等に住んでいた客家語を話すいわゆる客家人が、当時すでに広府人地区となっていた広州府・肇慶府へ移住し、十八世紀の乾隆年間に、広府人と客家人との間で童試受験資格をめぐる訴訟が起きた事件である[片山剛二〇〇〇]。移住先において客家人は、戸籍上「新戸」に位置づけられ、里甲には所属しなかった。そして広府人は客家人を「客民」と呼んだ。数十年後、客家人は童試受験に関する全国規定にもとづき、移住先での受験を申請する。だが広府人はこれを違法として訴訟を起こす。広府人の論理は、客家人が受験を希望する受験枠は民籍枠であり、民籍枠は里甲所屬者(広府人)のためのものであるから、里甲に所属しない客家人には受験資格がない、というものであった。そして清朝は、広府人の主張を考慮し、民籍枠とは別に「客籍」枠を設けて客家人を受験させることになった。

興味深いのは、客家人も里甲に所属していない点と、そのため客家人の受験枠が広府人と異なる点である。すなわち、少なくとも童試

受験という面からみるかぎり、反乱後に帰順した元峒嶽と清代に移住してきた客家人とに対して、広府人は一貫した指標として里甲制に所属しているか否かを用い、そして里甲に所属していない者を一貫して客民に位置づけている。これは広府人社会にとって、里甲制に所属しているか否かが、自他を区別する重要な基準であったことを示唆する。

さて、広府人社会のかかる特徴の淵源が、言説面においては、珠璣巷伝説に遡ることはいうまでもなからう。史実の面では、正統年間の反乱期に遡れるのではないか、というのが筆者の仮説である。この仮説は次の二点から成る。第一は、珠江デルタおよびその周辺における「中間的存在」をめぐる歴史的構図から、正統年間に反乱を起こした側を、「中間的存在」への回帰を志向する人々として措定できるのではないか、という点である。第二は、明初における珠璣巷伝説の誕生、明末・清初までにおける伝説の浸透、さらに族譜への伝説掲載という流れから、反乱において、これを鎮圧する明朝側に就く人々は、里甲制に帰属して永続的に斉民であることを志向する人々（同時に漢族アイデンティティをもつ人々）として措定できるのではないか、という点である。第二点は、反乱鎮圧後の明末に成立し、清末まで続いていく広府人社会が、里甲制に所属するか否かを自他を区分する重要な指標としている点から裏付けられると思われる。以上の推論から、明代に歴史の舞台に登場する広府人にとって、里甲制はたんなる外在的国家制度ではなく、広府人とその社会の誕生・形成に密接に関連している、その意味で広府人社会に内在化された国家制度であった、という論点が導き出される。「片山剛二〇〇四：頁二五、参照」。十八世紀初の清代雍正年間に入り、江南デルタでは里甲制が解体し、清朝が里甲制の継続を必ずしも全国的政策としなくなったのちにも、珠江デルタでは里甲の増設という現象すら伴って里甲制が継続されていく（付録2参照）。それは、里甲制が王朝という外部からの強制によって維持されているからではなく、いわば広府人社会に歴史的刻印として内在化しており、社会内部の要請から維持されているからであると考えられる。

### おわりに

中国史における王朝交替は、旧王朝の諸制度（戸籍制度を含む）を新王朝が「一新」する好機である。つまり、旧王朝の戸籍制度のもとで生じていた種々の矛盾は、王朝交替によって、必ずしも全面的ではないにしても解消される。だが明清交替において清朝は、明朝の



里甲制とそれを基礎とする戸籍制度を基本的に継承し、権力の発動による一新を実施しなかった。その結果、明代の戸籍制度において生じていた種々の区分や矛盾は、個別的には解消されることはあっても、全面的に解消されることはなかった。珠江デルタの場合、明末に存在していた広府人と「新民」との区分は清代に入っても存続し、童試受験枠の問題は、清末の科挙廃止まで続く。そして里甲戸籍の有無による相違が最終的に解消されるのは、一九五〇年代初の土地改革直前に実施された、土地を分配される資格者を確定する戸口整理ではなかったかと思われる。

永統的齊民として、かつ漢族アイデンティティを有する者として広府人が誕生したのは明代であった、というのが本稿の核心である。そして、その歴史的刻印のひとつとして、広府人の漢族社会と明朝の里甲制との密接な関係を指摘した。また広府人社会の場合、明朝が正統とする朱子学（たとえば宗族制度）も都市・農村を問わずに浸透していた。この点は、中国各地の漢族社会の特徴を考察する際に、当該社会が誕生・形成された時代と、その時の王朝が正統とする制度・文化との間に密接な関係があることを考慮して進める必要があることを示唆しよう。<sup>28)</sup>

### 付録1 唐代九世紀の広東

まず、開成元年（八三六年）頃の広州付近の状況を記した二件の史料と、宣宗（在位八四六～八五八年）の時に嶺南（広東・広西）に出された「勅」一件とを紹介する。

史料1…『旧唐書』卷一七七「盧鈞伝」（中華書局本、頁四五九二）

ア（前略）其年冬、代李從易為広州刺史・御史大夫・嶺南節度使。（中略）自貞元已来、衣冠得罪流放嶺表者、因而物故、子孫貧悴、雖遇赦不能自還。凡在封境者、鈞減俸錢為宮櫓積。其家疾病・死喪則為之医薬・殯殮、孤兒・稚女為之婚嫁、凡數百家。由是山越之俗、服其德義。令不嚴而人化。三年將代、華・蛮數千人詣闕、請立生祠、銘功頌德。

イ先是土人與蛮獠雜居、婚娶相通。吏或撓之、相誘為亂。鈞至立法、俾華・蛮異處、婚娶不通、蛮人不得立田宅。由是徼外肅清、而不相犯。(後略)

ア(前略)その年(開成元年)の冬、李從易に代わりて広州刺史・御史大夫・嶺南節度使と為れり。(中略)貞元(七八五〜八〇五年)より已來、衣冠の罪を得て嶺表に流放せられし者、因りて物故せしも、子孫貧悴なれば、赦に遇うと雖も自還する能わざりき。凡て封境に在る者に、鈞は俸錢を減じて為に櫓櫃を營れり。その家に疾病・死喪するものあれば、則ちこれが為に医薬・殯殮し、孤兒・稚女あれば、これが為に婚嫁せしめしこと、凡て數百家なり。是に由りて山越の俗、その徳義に服せり。令は嚴ならざるも人は化せり。三年(開成三年)、將に代わらんとするに、華・蛮數千人、闕に詣りて、生祠を立て、功を銘じ徳を頌めんことを請えり。

イ是に先んじて、土人は蛮獠と雜居し、婚娶は相い通ぜり。吏、或いはこれを撓めんとすれば、相い誘いて亂を為せり。鈞至りて法を立て、華・蛮をして處を異にし、婚娶は通ぜず、蛮人は田宅を立つる得ざらしめり。是に由りて徼外は肅清して、相い犯さず(後略)。

史料2:『新唐書』卷一八二「盧鈞伝」(中華書局本、頁五三六七)

ア(前略)擢嶺南節度使。(中略)蕃獠、與華人錯居、相婚嫁、多占田營第舍。吏或撓之、則相挺為亂。鈞下令蕃・華不得通婚、禁名田産。閩部肅壹無敢犯。

イ貞元後流放衣冠。其子姓窮弱不能自還者、為棺槨還葬。有疾若喪則經給医薬・殯殮、孤女・稚兒、為立夫家、以奉粟資助、凡數百家。南方服其徳、不懲而化。又除采金稅。華・蛮數千走闕下、請為鈞生立祠、刻石頌徳、鈞固辭。(後略)

ア(前略)嶺南節度使に擢んでらる。(中略)蕃獠、華人と錯居して相い婚嫁し、田を占め第舍を営むもの多し。吏、或いはこれを撓めんとすれば、則ち相い挺いて亂を為せり。鈞、令を蕃・華に下して通婚するを得ざらしめ、(蕃獠の)田産を名するを禁ぜしめり。閩部肅み、壹として敢えて犯す無し。

イ貞元の後、衣冠を流放せり。その子姓に窮弱にして自還する能わざる者あれば、為に棺槨を營りて還して葬らしめり。疾若しくは喪有れば則ち經に医薬・殯殮を給し、孤女・稚兒あれば、為に夫家を立て、奉粟を以て資助せること、凡て數百家なり。南方、その徳

に服し、懲らさずして化せり。又た采金税を除けり。華・蛮数千、闕下に走り、鈞の為に生祠を立て、石に刻みて徳を頌めんことを請うも、鈞固辭せり。(後略)

史料3…『全唐文』卷八十一、宣宗、「禁嶺南貨売男女勅」〔河原正博一九八四・頁九九、所引〕

(前略) 嶺外諸州居人、與夷獠同俗、火耕水耨、昼乏暮飢、迫於征稅、則貨売男女。(後略)

(前略) 嶺外の諸州の居人、夷獠と俗を同じくし、火耕水耨なれば昼に乏しく暮に飢え、征稅に迫らるれば則ち男女を貨売す。(後略)

最初に史料3から検討する。時期的には史料1・2の時から一〇〜二〇年後のことである。「居人」とは、「夷獠」と対比されているから、主に北方からの移住者を指そう<sup>①</sup>。そして「征稅」を迫られている点、省略した(後略)において居人が両稅(兩稅法は七八〇年施行)を負担する「百姓」として言及されている点から、齊民と考えてよいであろう。また居人が夷獠の風俗に同化している点から、居人と夷獠とは雜居もしくは近接して居住していたと推測できる。風俗を同じくし、居住も雜居もしくは近接居住であるとすれば、夷獠も居人と同じく火耕水耨の水稲作を行っていると考えられる。ここで火耕水耨の水稲作を行い、かつ北方からの移住者と生活空間が同じ、もしくは近接している夷獠は、史料1・2に登場する蛮獠と同じタイ系の非漢族と推定される。史料3で興味深いのは、火耕水耨という原始的農業であるため、居人が貧困で、納稅に窮している点である。ここでは家族を売る(「男女を貨売」という手段で解決を図る点)が問題とされているが、家族を売りつくしてしまえば、当然、土地の売却も選択肢となろう。居人のなかには富裕な者(農民とは限らない)も存在したかもしれないが、勅による禁令が出ている点から、これに該当する貧窮な農民が居人には多かつたと思われる。

つぎに史料1・2を検討しよう。「土人」(「華」「華人」とも書かれる<sup>②</sup>)は、蛮獠(「蛮」「蛮人」「蕃」「蕃獠」とも書かれる)と雜居・通婚しており、両者間の交通は密であつた。しかし土人は官に不満をもつと、蛮獠と一緒に反乱を起こすこともあつた。そこで盧鈞は法を制定し、蛮獠と土人が居住する場所を別にし、通婚できないようした。また、蛮獠に対しては自己名義で農地・家屋を購入するのを禁止した。

さて盧鈞は、土人と蛮獠との双方に命令を下しており、また盧鈞の転任の際には、土人も蛮獠も盧鈞の徳を慕っているから、土人も蛮獠も唐朝との關係を有する人々である。ただし盧鈞の命令において、自己名義で農地・家屋を購入するのは禁止されているのは蛮獠のみである。<sup>33)</sup>したがって土人については、農地・家屋の売買を許されていると推測できる。つまり土人は齊民の範疇に入るが、一方、蛮獠は唐朝とは關係をもつが、齊民ではない者、したがって「中間的存在」と考えられる。<sup>34)</sup>そして、少なくとも盧鈞着任前においては、土人は蛮獠とともに反乱を起こしていたから、齊民状態から離脱するベクトルを有していたといえよう。

さて、蛮獠と土人の力關係がどうであったのかは、史料1・2では明示的ではない。この点を含め、両者の關係のありかたをより掘り下げて解釈するには、史料2の「多占田營第舍」という句と、盧鈞が出した土地・家屋の所有に關する禁令とを關連させて考察する必要がある。

最初に禁令から検討しよう。「旧唐書」に「蛮人不得立田宅」(蛮人をして田・宅を立つるを得ざらしむ)とあるから、農地・家屋の所有を禁じられた対象が蛮獠のみであることがわかる。しかし蛮獠があらゆる農地・家屋の所有を禁じられたとは考えがたい(農地・家屋をまったく所有しないのでは蛮獠も生活できない)から、この禁令が適用された範囲は、同時に制定された法において、土人のみの居住区(広州城近辺であろう)と推測される。そして史料1・2では言及されていないが、蛮獠のみの居住区(土人居住区の外側であろう)では、蛮獠による農地・家屋の所有は認められていると推測される。

つぎに、この禁令と關連させて、禁令以前の状況を記す史料2の「多占田營第舍」を検討しよう。蛮獠と土人の双方に「農地を占有し邸宅を造営するものが多い」と解釈すると、意味をなさなくなる。そして、この句を含む文の主語は蛮獠であるから、蛮獠の側にこのような者が多いとなる。この想定によれば、土人の側では農地・家屋を失う者が多くなっていることになる。そしてこの想定は、蛮獠を対象に農地・家屋の所有を禁ずる命令が出された点、土人の一部を構成する北方からの流刑者の子孫が貧困である点、さらに史料3から導出した「居人」の農民には貧窮な者が多い点と矛盾しない。つまり盧鈞着任以前、土人と蛮獠とが雜居し、通婚も盛んであっただけでなく、農地・家屋という不動産も両者間で売買されていた。しかし不動産の売買において、土人の不動産を蛮獠が購入するという傾向が強かった。そこで盧鈞は、蛮獠が農地を所有できる区域を制限し、土人の農地所有を保護するために、土人と蛮獠の居住区域を別にする法を制定したのではないかと思われる。

ところで盧鈞着任前にも、地方官〔吏〕が蛮獠と土人の密な關係を弱めようと介入したが、成功していない。一方、盧鈞は法令制定という方法で成功したとされている。この相違がなぜ生じるのか。別の箇所で「令不嚴而人化」「不懲而化」とあることをも考慮に入れるなら、盧鈞以前の「吏」は法令を制定するのではなく、「懲らす」方向で、兩者の關係を弱めようとしたのに対し、盧鈞は蛮獠も納得するような法令を制定したのではないかと思われる。<sup>55)</sup>

## 付録2 珠江デルタにおける里の増設・補充

ここにいう里(図ともいう)の補充とは、既存の図において十個の里長戸がすべて戸絶しており、それらを補充して図を再建するために、新しい十個の里長戸が立てられる場合〔頂充〕〔頂補〕〔承頂〕を指す。一方、図の増設とは、まったく新たに図を開設する場合〔増立〕を指す。どちらの場合も、一個の図に、十個の新たな里長戸が同時に立てられる事象<sup>56)</sup>であり、また、補充なのか増設なのかを判別できない事例もあるので、本付録では一括して取り扱うことにする。なお、新たに立てられる十個の里長戸は、それまで他の既存の図において甲首戸であったものが就役することが多い。したがって、図の増設・補充は、甲首戸しか有していなかった同族が里長戸の地位を獲得する機会といえよう。

### 一 明末・清初

図が増設される最も早期の事例は、管見では、明崇禎十六年(一六四三)の南海県金紫堡第三十八図である。民国十六年抄本「羅氏族譜(南海県)」(不分巻、広東省立中山図書館蔵)二世祖大周公の条に、「崇禎十六年に至りて、十排楊繼昌等と餉銀壹百兩を輸め、(十甲の)後に金紫堡三十八図另六甲の里長を開かんことを告うに、詳允せられて(後略)」とある。文意は、楊繼昌を始めとする十個の正甲の里長戸と一緒に、我が一族(羅姓)は餉銀百兩を納入して十甲以外に另六甲の里長戸を開設することを申請したところ、許可された、となる。つまり、正甲の里長戸十戸以外に、少なくとも另甲の里長戸一戸が新たに立てられる形で図が増設されたわけである。そして興

味深いのは、図の開設の際に餉銀を納入していることである。

清初の順治十二年（一六五五）には、南海県雲津堡第二十二図が新設される。該図が開設時に作成した「開図合同」の「前文」には、「洗以進らが餉銀を納入して図を開設した前例」に倣って該図が開設された、とある。<sup>35</sup> 同治「南海県志」巻六・図甲表によれば、簡村堡第五十四図第一甲の総戸名が「洗以進」であるので、前例となっている図とはこの図を指さそう。また「開図合同」の第二条は、雲津堡第二十二図の内部における餉銀の捻出方法を定めた規定である。したがってこの図も餉銀の納入（図として納入する総額は不明）によって開設が許可されたと推測される。以上、明末・清初の南海県において、餉銀納入によって開設された図が、金紫堡第三十八図、簡村堡第五十四図、雲津堡第二十二図と少なくとも三例あることがわかる。

## 二 清代乾隆年間

図の増設・補充が、各時期の各県でどの程度あったのかに關するまとまった統計的史料はほとんどないが、二例を紹介しておこう。乾隆七年（一七四二）の戸部題本には、広東巡撫代理（署広東巡撫）と中央の戸部との間の往復咨文が引用されている。その内容は、乾隆三年～六年の四年間に、広東巡撫代理が戸部に、図の増設や補充の許可を計十二件打診し、それらを戸部が承認した、という内容である。十二件のうち広州府南海県が七件、同番禺県が一件、同順德県が三件と、十一件を珠江デルタに位置する諸県が占めている（残りの一件は德慶州）。

咸豊「順德県志」（巻三、葉十三表）には、十九世紀前半と推測される時期に順德県に存在する図（計一九一個）が、「原設図」（一六五個）、「増図」（八個）、「続増図」（十八個）の三種類に分けて掲載されている。「原設図」とは、黄蕭養の乱が鎮圧された後、明景泰三年（一四五二）に、南海県の一部と新会県の一部を割いて順德県が設けられた時に設置された図（元々南海県・新会県に所屬していた既存の図も含まれよう）である。「増図」（「初増」ともいう）と「続増図」（「新增」ともいう）については、「その（順德県設置）後、生齒日に繁く、開墾漸く拓し。是に於いて乾隆年間に遂に初増・新增の名目有り」との説明があるから、順德県設置後、人口増加と開発による農地増加に対応して増設された図を指す。そして、その時期は乾隆年間であったという。

八個の「増図」のうち、具体的な開設時期が判明するのは、龍山堡第三十八図が康熙年間、龍江堡第二十五図が乾隆七年である。十

八個の「統増図」のうち、開設時期がある程度判明するのは、龍山堡の第三十九図、第四十図、第四十一図の三図である。嘉慶十年（一八〇五）に刊行された「龍山郷志」にその存在が記載されており、民国「龍山郷志」がこの三図の開設を乾隆年間とするから、乾隆年間の開設と考えられる。したがって増設された図は、一部を除き、多くは乾隆年間と考えられる。

付記 本稿は、二〇〇五年度の明清史复合宿（大阪大学東洋史学研究室主催、八月六日～八日、於兵庫県尼崎高原ロッジ）における研究報告

「中国史における明代華南史の位置」に加筆したものである。合宿開催にあたり、大阪大学大学院文学研究科、同東洋史学研究室、財団法人懷徳堂記念会から助成金を頂戴した。この場を借りて謝意を表したい。

#### 〈主要参考文献〉

- 井上 徹 一九九九「羅莠ヤオ族の長期反乱と征服戦争…一四四六～一五七六年」『アジア遊学』九号、勉誠出版、一九九九年十月、頁七三～八七。
- 岡田宏二 一九九三「中国華南民族社会史研究」汲古書院
- 片山 剛 一九八二a「清末広東省珠江デルタの図甲表とそれをめぐる諸問題…税糧・戸籍・同族」『史学雑誌』九一編四号、頁四二～八一。
- 片山 剛 一九八二b「清代広東省珠江デルタの図甲制について…税糧・戸籍・同族」『東洋学報』六三卷三・四合併号、頁一～三四。
- 片山 剛 一九九三「珠江デルタ桑園圃の構造と治水組織…清代乾隆年間～民国期」『東洋文化研究所紀要』一二二冊、頁一三七～二〇九。
- 片山 剛 一九九七「華南地方社会と宗族…清代珠江デルタの地縁社会・血縁社会・図甲制」森正夫等編『明清時代史の基本問題』汲古書院、頁四七～五〇〇、所収。
- 片山 剛 二〇〇〇「清代中期の広府人社会と客家人の移住…童試受験問題をめぐって」山本英史編『伝統中国の地域像』慶應義塾大学出版会、頁一六七～二一〇、所収。
- 片山 剛 二〇〇二「清代珠江デルタの里甲経営と地域社会…順徳原龍江堡」『待兼山論叢』史学篇三六号、頁一～二六。
- 片山 剛 二〇〇四「広東人 誕生・成立史の謎をめぐって…言説と史実のはざまから」『大阪大学大学院文学研究科紀要』四四卷、頁一～三二。

片山 剛 二〇〇五「明代珠江デルタの宗族・族譜・戸籍…一宗族をめぐる言説と史実」、井上徹・遠藤隆俊編『宋・明宗族の研究』汲古書院、頁四五九～四八六、所収。

河原正博 一九八四「漢民族華南發展史研究」吉川弘文館

白鳥芳郎 一九八五「華南文化史研究」六興出版

濱島敦俊 一九九〇「明代の水技術と江南地主社会の変容」川北稔編『生活の技術生産の技術』岩波書店、頁。

牧野 巽 一九八五「中国の移住伝説広東原住民族考 牧野巽著作集第五卷」御茶の水書房。

桃木至朗 一九九四「ベトナムの「中国化」」変わる東南アジア史像」山川出版社、頁一〇九～二二八。

山根幸夫 一九八七「広東黄蕭養の乱」『東方学会創立四十周年記念東方学論集』山川出版社、頁八六二～八七六。

唐 立宗 二〇〇二「在「盗區」與「政區」之間：明代閩粵贛湘交界の秩序變動與地方行政演化」国立台湾大学文学院（文史叢刊之一一八）、民国九一年。

羅 一星 一九九四「明清佛山經濟發展与社会変遷」広東人民出版社

劉 志偉 一九九七「在国家与社会之間：明清広東里甲賦役制度研究」中山大学出版社

練 銘志 二〇〇二「試論広東漢族の形成及其与獮、壮、畬等族的融合關係」周大鳴主編『中国的族群与族群關係』広西民族出版社、頁二二五～一五四。

Faure, David (科大衛) 一九九六「Becoming Cantonese, the Ming Dynasty Transition, in Unity and Diversity: Local Cultures and Identities in China, ed. Tao Tao Liu and David Faure, pp. 37-50, Hong Kong: Hong Kong University Press, 1996.

### 〈注〉

(1) 漢族という語が「黄帝の子孫」を指して、觀念として誕生するのは十九世紀極末から二〇世紀極初である。それ以前の時代については、漢族という概念を、特定の時代や空間を超えて普遍的に定義するのは困難である。しかしそれ以前の時代についても、「プロト漢族」とでも呼び得る概念を設定し、その拡大の過程を考察することは意味のある作業と考える。本稿における「プロト漢族」の定義は後段で提示する



が、それまでは「プロト漢族」を「漢族」と表記し、それと対照的な存在を「非漢族」と表記する。

- (2) 間接統治ではなく、中央集権の一環として郡が置かれ、制度上、直接統治が行われたことになっている点に注意したい。
- (3) 朝鮮も、武帝の征服以来約四百年間、中国王朝の統治下にあったが、四世紀に独立する。
- (4) 当然ながら、占領によって「漢族」的なものや中国王朝的なものが多少とも浸透する点は否めない。
- (5) ベトナム北部と同じく、漢代には郡が置かれ、直接統治が行われたことになっている。
- (6) 岡田宏二一九九三・頁三九三―三九六。また二〇〇五年度明清史夏合宿の研究報告の際における立石謙次氏の示教による。
- (7) David Faure は、明代における広府人の誕生を、エスニシティの変容ではなく、アイデンティティの選択の観点から考えている [Faure 一九九六]。なお本稿における考察からは外れるが、「非漢族」との接触がほとんどない場合には、「漢族」アイデンティティを強く意識する必要は少ない。そのため「漢族」アイデンティティの希薄な「漢族」も存在しよう。
- (8) ただし最初に制定された制度規定どおりに存続したわけではなく、一定の変容を経ている [片山剛一九八三a、一九八三b]。
- (9) 勿論、反乱等において一時的に離脱することはある。
- (10) 劉志偉氏は、明代広東省の反乱を、齊民(齊民から離脱する「無籍の民」を含めて)と化外の民という二分法にもとづいて分析している [劉志偉一九九七]。この二つに(中間的存在)という範疇を加える方が、非漢族から漢族へのプロセスをより動態的に捉えることができると思われる。なお、広東・福建・江西の三省交界地帯の反乱については、唐立宗二〇〇二がある。
- (11) 牧野氏は、広府人の誕生について、唐代に土人と呼ばれていた者が「華化」(筆者の用語でいえば漢族化)し、元末最初に誕生したと想像している [牧野巽一九八五・頁二五九、二六三]。誕生の基準を何におくかの問題はあがるが、この牧野説に筆者は基本的に賛成であること を表明しておきたい。
- (12) 河原氏が、北宋・路振撰「九国志」巻十一、劉昌魯伝から、「中国多故、嶺南不賓、劉隱乱常、僭興師律、拳蛮貊之衆、成吞噬之心」を紹介する [河原正博一九八四・頁二三三]。
- (13) 道光十三年修、光緒二年重刊「肇慶府志」(巻十六・官績一、宋、馮拯の条)にも関連記事があるが、獠の良民化には言及していない。なお本史料で扱われている時期の上限は北宋であるが、下限は明示されていない。この史料の原載は嘉靖「広東通志」であるから、下限が元

代である可能性はあろう。

(14) 本史料は広州以西、邕州(南寧)以東に住む峒獠に関する記述の一部であり、「獠」は峒獠を指すと考えてよいであろう。「獠」という呼称について、牧野氏は、宋代より前は非タイ系の獠族も含んでいたが、宋代以降はタイ系の非漢族のみを指すとする〔牧野巽一九八五・頁二〇五〜二〇六〕。そして牧野氏もこの史料を引くが、良民化については特に強調していない。なお「諸路」とあるのは、広南東路以外の他の路も含めての政策提言だからであろう。

(15) 本史料で言及される反乱のなかには、十一世紀の儂智高の反乱も含まれるであろう。地方官が招撫する理由は明示されていないが、軍事力の面でこれらの力量に依拠する必要があったからではなからうか。

(16) 後述するように、欽州では宋・元時代に羈縻政策が採られていた。

(17) 光緒『新会郷土志』には、従来の士大夫的歴史叙述と異なり、清極末に浸透した「優勝劣敗」の歴史観にもとづく叙述を行っている部分がある。そのなかの興味深い叙述のひとつとして、秦漢から唐代において、北方から移住してきた漢族(「北人」と「山居の民」との融合が進んだとする。その理由を、「北人」の主たる生活空間は「山」であるので、移住後に「山居の民」である越民と「雑処」していき、その結果、越民と相互同化して融合したと説明する。この場合、「北人」の生活空間・生業は、平地での水稻耕作が主であるから、「山」とはいつても、焼畑農業の行われる山地ではなく、水稻耕作の行われる平地(ただしデルタ等の低地を除く)を指すであろう。したがって融合した非漢族としては、タイ系の峒獠が該当しよう〔片山剛二〇〇四・頁一〇〜一一、参照〕。

(18) 北宋以降に制度上は齊民となった峒獠を、以下、「元峒獠」と呼ぶことにする(なお史料上では、元峒獠が依然として「峒獠」と表記されることもある)。また唐代の土人の末裔を「元土人」と呼ぶことにする。ただし北宋以後は、制度上においてどちらも齊民であり、史料のなかで右のような弁別ができない場合もある。そこで元峒獠や元土人の弁別が可能な場合のみ、これらの用語を使用する。

(19) 詳細は、片山剛二〇〇四・頁一八〜二〇、参照。

(20) 獠族は正統十一年(一四四六)から一〇〇年以上にわたって反乱を起こす〔井上徹一九九九・頁七八〕。ただし広東省肇慶府の獠族の場合、(中間的存在)から齊民化されるのは清代の乾隆二十一年(一七五六)である〔片山剛二〇〇四・頁一六〕。またベトナムに帰順した元峒獠が改めて明朝に帰順するのは嘉靖二十一年(一五四二)である。

- (21) 詳細は、片山剛二〇〇四（頁二〇〇～二〇三）参照。
- (22) 漢族アイデンティティの選択は、非漢族アイデンティティの放棄を意味する。そして、非漢族アイデンティティの放棄は、非漢族であって はじめて付与される「中間的存在」としての特別待遇の放棄を意味する。したがって、漢族アイデンティティの選択は、「中間的存在」の 放棄⇨齊民化の選択と密接に関連している。
- (23) 珠璣巷伝説に先立ち、すでに南朝時代の馮氏や南漢国の劉氏などが「中原出自」と自称している。これらと比べた場合に珠璣巷伝説がもつ 意義として、第一に②の内容が加わっていること、第二に民衆レベルにまで浸透したこと、この二点がある。
- (24) 羅一星一九九四・頁七三～七六。民国十五年重刊『龍江郷志』巻一、編年、葉二三表裏。
- (25) 「新民」に関する史料が少ない理由のひとつとして次の点が考えられる。広府人社会は、里長戸を頂点とする図甲制ハイアラキーの構造 をもつ社会であるが、移住・定着ルールに従えば、外からの参入が可能である（片山剛二〇〇〇・頁一九一～一九六、参照）。したがって、 齊民になる方法として「新民」を選択するよりも、里甲制へ参入する方法を選択する帰順者が多かった可能性がある。しかもその場合、正 統年間以降に参入したとすると、明初から里甲制に所属していた場合に比べて不利になる。そこで、明初から里甲制に参入していたと履歴 を改竄することが比較的多かったのではなからうか（片山剛二〇〇五・頁四七九～四八〇）。
- (26) 童試受験の枠として、清代には一般的な枠として民籍枠が存在し、それ以外に特別枠（職業の都合上、本籍地で受験できない者のために設 けた軍籍・竈籍・商籍などの枠）が存在した。珠江デルタでは、民籍枠を受験できるのは里甲制に帰属する「民戸」だけであった。なお、 香山県の生員合格枠が二〇名であることは確認できる。しかし、その内訳が客籍二名、民籍十八名であることは、『学政全書』や方志では 確認できない。また『香山郷土志』は、客民が合格数の少ないことを嫌い、民籍十八名を合せた二〇名の単一の合格枠への統合を申請した 点は、「陸居」「山居」の「二族混合の關鍵」であると評価する。だが、この単一合格枠への統合についても確認できない。
- (27) 宋代では主戸・客戸の別があったが、元代にはそれが消滅して北戸・南戸の別に変わった。そして明代に北戸・南戸の別がご破算となり、 里甲制を基礎とする戸籍制度となった。
- (28) 江南デルタにおける漢族社会の誕生は、明代に至る前の南宋か元代であろう。そのため、明朝が正統とする制度や文化が江南デルタ社会に 与えた影響は小さかったと思われる。

- (29) 牧野氏は、この二件の史料は広州付近について述べたものとする〔牧野巽一九八五・頁二四九〕。盧鈞の官職から妥当と思われる。
- (30) 「天下郡国利病書」(四部叢刊本、原編第二十九冊、広東下、葉二六表)に、北宋期の峒獠(唐代の蛮獠)について「古は山越と称した」と説明する。
- (31) (後略)部分に、「南方(人)の俗、夙に習なれて常と為し、適然として怪あやしまず」とある。つまり夷獠の俗に同化した者としては、元来夷獠であった者ではなく、他地域から移住した者を想定している。
- (32) 「土人」について、牧野氏は、北方からの漢族移住者の子孫と、蛮獠のうち漢化した者から成ると推測している〔牧野巽一九八五・頁二五〇〕。
- (33) この場合、「土人」の間でのみ売買されるべき不動産を蛮獠が購入しており、この事態への対処として禁止令が出されたのであろう。
- (34) 河原氏によれば、唐代の制度をほぼ踏襲した宋代の羈縻州・県では、そこに所属する熟蕃に許されている農地所有は、基本的には、口数に基づいて分配される民田と自分が開発した農地に限定されている〔河原正博一九八四・頁一四三〕。したがって、それ以外の新たな農地の購入は禁止されていたことになる。史料に見える蛮獠の農地・家屋の購入禁止は、この点に関係すると思われる。
- (35) 河原正博氏が引く『宋会要輯稿』蛮夷五の七一、嘉定七年(南宋一二二四年)三月十六日の条〔河原正博一九八四・頁一四三〕に、湖南の辰・沅・靖の三州について、「創郡の初、区処は詳密にして、隄防は曲尽たり。ゆえに立法に溪洞の専条有り、行事に溪洞の体例有りて、綏辺の策たるに非ざる無し。夫れ熟戸山徭・峒丁に田有らしむるも、擅に鬻ぐを許さざること、頃畝の多寡、山畝の闊狭を問わず。各々界至有れば、その耕種に任す。但だ丁を以て各々籍に係かけ、丁ごとに量りて米三斗を課すのみにして、悉おそれば他の科配無し」とある。河原氏は、州県城の外側における住民分布を、州県城に近い所から、「省民」⇨「峒丁」、「熟戸山徭」、「峒丁」、「生界」⇨「化外の民」と考える。「熟戸山徭」・「峒丁」は生界が反乱を起こした時に、藩屏として省民を守る役割をもつとする。引用した部分は「熟戸山徭」(熟蕃)と「峒丁」に関する部分であるが、全国的な法令や行政方法をそのまま適用するのではなく、特殊事情を勘案した法令を制定し、行政を実行する点が窺える。なお、河原氏の考えを珠江デルタ地域に敷衍すれば、広州城を中心に、その外側に向かって「土人」、蛮獠、へ化外の民の順で居住しており、蛮獠はへ中間的存在⇨熟蕃として、「土人」をへ化外の民から守る藩屏の役割を担っていたのではなかろうか。かかる熟蕃の役割については、河原正博一九八四・頁一二五～一二五、参照。

- (36) 十個の正甲のおのに里長戸が立てられる以外に、另甲の里長戸が立てられる場合、すなわち一度に十一個以上の里長戸が立てられる場合もある。後述の南海県金紫堡第三十八図の事例がこれに該当する。
- (37) 餉銀については未詳であるが、いわゆる明末の三餉（遼餉、剿餉、練餉）を指すと推測される。陳支平「明末遼餉与清代九厘銀沿革考実」（陳支平「民間文書与明清賦役史研究」黄山書社、二〇〇四年、所収）参照。
- (38) 該図に関する初歩的考察として、片山剛一九九七・頁四八七～四九〇、参照。
- (39) 抄本「太原霍氏族譜」（仏山博物館蔵）巻四、「創籍図説」の「附開図合同」に、「見得、登雲・丹桂・簡村等倭洗以進等、納餉開図。歴有成例、会議循拳、同心合徳、聯為一図十甲、列為雲津二十二図」とある。
- (40) 中国第一歴史档案館蔵、内閣戸科題本一〇六、乾隆七年九月二七日付。「経筵講官太子太保東閣大学士兼礼部尚書兼管戸部尚書事務臣徐本等、謹題為請定編審画一之期・開墾勸懲之法、以隆国本事」。片山剛一九九七で、一部紹介した。
- (41) 消滅した図もちろん存在し、その直接的原因を「逃亡戸絶」の結果とする。
- (42) 嘉慶十年刊「龍山郷志」による。ただし開設の具体的年次は不明。
- (43) 龍江堡第二十五図については一九四八年まで存続していたことを確認できる「片山剛二〇〇二：頁二」。